

伊予市

一般廃棄物処理業許可申請等に関する手引き

【 目次 】

1 一般廃棄物処理業許可申請の概要について	
(1)許可申請の流れ	1
(2)許可基準	1
(3)許可申請に係る書類	2
2 事業範囲変更の許可申請について	
(1)事業範囲変更とは	8
(2)事業範囲変更に係る書類	8
3 変更届について	
(1)変更届が必要な場合	8
(2)変更届に必要な書類	8
4 欠格要件に係る届出について	11
5 報告書等の提出について	11
6 収集リストの作成について	12
7 松山市西クリーンセンター搬入利用カードについて	12
8 松山市西クリーンセンターへの家庭ごみの搬入について	12
9 許可証の再発行について	12

1 一般廃棄物処理業許可申請の概要について

(1)許可申請の流れ

ア 新規申請の場合

事前相談



伊予市役所環境政策課までご相談ください。
(TEL:089-909-6338)

許可申請



「(3)許可申請に係る書類」に記載している書類を提出してください。
申請手数料は1件につき10,000円です。

書類審査



書類を審査し、提出書類の不備や不足があった場合には、必要に応じて書類の修正や追加の書類提出を求めることがあります。

許可

審査の結果、許可基準に適合する場合は、許可証を交付します。許可基準に適合しない場合は、不許可となりますので、書面にて通知します。なお、申請者の都合により、申請を取り下げる場合や不許可の場合であっても、申請手数料は返還しませんのでご注意ください。

イ 更新申請の場合

- ・「ア 新規申請の場合」と同様(ただし、事前相談は不要)
- ・申請期間は市から別途通知しますので、その期間中に更新申請を行ってください。

(2)許可基準

一般廃棄物処理業許可を受けようとする場合は、次の許可基準に適合している必要があります。

ア 申請の内容が本市の一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画に適合するものであること。

イ 一般廃棄物の収集運搬又は処分に関する業務の用に供する設備及び申請者の能力が当該業務を的確かつ継続して行うに足りること。

ウ 当該業務に関し、関係する地域住民との紛争の回避に努め、紛争が生じた場合には、速やかに解決できる責任能力を有していること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の欠格事項に該当しないこと。

オ 事務所の住所地を有する市町村において市町村税の滞納がないこと。

カ 新規の申請にあつては、伊予市内に事務所又は事業場を有すること。

キ 更新の申請にあつては、許可期間内において伊予市内での実績があること。

(3)許可申請に係る書類

ア 一般廃棄物収集運搬業許可

	必要書類	注意事項
1.申請書		
①	一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第4号)	
2.事務所に関する書類		
①	事務所の付近見取り図(添付書類 1)	
②	事務所のカラー写真(添付書類 2)	事務所の全体写真 1 枚、看板等が分かる写真 1 枚
③	土地・建物の登記事項証明書	※前回提出時から変更が無い場合は不要
④	賃貸借契約書の写し又は借用書の写し	土地及び建物が自己所有でない場合に提出すること ※前回提出時から変更が無い場合は不要
⑤	同一の場所であることの申立書	登記事項証明書上の地番と住所が異なる場合に提出すること
⑥	組織図、組織一覧	本店以外に支店、営業所、事務所等を有する場合は、組織図を作成すること
3.使用する車両等に関する書類		
①	一般廃棄物収集運搬車両一覧表(添付書類 3)	使用する車両を全て記入すること
②	車検証の写し	令和 5 年 1 月 4 日以降発行分については、「自動車検査証記録事項」の写しを提出
③	賃貸借契約書の写し又は借用書の写し	車検証等で使用権原が確認できない場合に提出すること
4.車両駐車場所に関する書類		
①	車両駐車場所の付近見取り図(添付書類 4)	

②	車両駐車場所のカラー写真 (添付書類 5)	車両駐車場所周辺の状況が分かる写真(全体写真)1 枚 車両駐車場所の状況が分かる写真(駐車場所)1 枚
③	平面図 (添付書類 6)	
④	土地の登記事項証明書	※前回提出時から変更が無い場合は不要
⑤	賃貸借契約書の写し又は借用 書の写し	土地が自己所有でない場合に提出すること ※前回提出時から変更が無い場合は不要
⑥	同一の場所であることの申立 書	登記事項証明書上の地番と住所が異なる場合に提出す ること
5.事業計画に関する書類		
①	一般廃棄物排出事業所等一覧 表 (添付書類 7)	申請時において、取引(予定)がある排出事業所等を全 て記入すること 様式に収まらない場合は、別途任意様式での提出も可 能
②	収集・運搬・処分の方法等(予 定) (添付書類 8)	
6.申請者、役員、使用人、従業員、株主等に関する書類		
<申請者が個人の場合>		
①	申請者の住民票の写し	本籍記載、マイナンバー不記載のもの
②	申請者の登記されていないこ との証明書	
③	役員及び使用人名簿 (添付書類 9)	※使用人とは、本支店等又は収集運搬に係る契約を行 う権限を有する者を置いている継続的に業務を行うこ とができる施設を有する場所の代表者のこと
④	③に記載されている使用人 全員の住民票の写し	本籍記載、マイナンバー不記載のもの
⑤	③に記載されている使用人全 員の登記されていないことの 証明書	
⑥	従事者名簿 (添付書類 10)	当業務に関わる全ての従事者を記載すること
⑦	市税等の完納(納税)証明書	

<申請者が法人の場合>		
①	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
②	定款の写し	
③	役員及び使用人名簿(添付書類 9)	※使用人とは、本支店等又は収集運搬に係る契約を行う権限を有する者を置いている継続的に業務を行うことができる施設を有する場所の代表者のこと
④	③に記載されている役員、使用人全員の住民票の写し	本籍記載、マイナンバー不記載のもの
⑤	③に記載されている役員、使用人全員の登記されていないことの証明書	
⑥	従事者名簿(添付書類 10)	当業務に関わる全ての従事者を記載すること
⑦	株主又は出資者の名簿(添付書類 11)	※発行済み株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は、出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、その全ての者を記載すること(個人に限らず、法人その他の団体も含む。)
⑧	株主、出資者全員の住民票の写し	本籍記載、マイナンバー不記載のもの
⑨	株主、出資者全員の登記されていないことの証明書	
⑩	株主、出資者が法人の場合は、法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
⑪	市税等の完納(納税)証明書	
7.積替え保管施設に関する書類		
①	基準で定める事業計画書及び添付書類	積替え保管を含まない場合は不要
8.他の廃棄物処理業許可に関する書類		
①	産業廃棄物処理業許可証の写し、他市の一般廃棄物処理業許可証の写し	

9.その他市長が必要とする書類		
①	連絡票 (添付書類 12)	
②	誓約書 (添付書類 13)	
③	(更新の場合のみ) 一般廃棄物収集運搬業務実 績報告書 (添付書類 14)	伊予市内で発生した一般廃棄物を収集運搬した過去2 年度分の実績報告 <u>※過去2年度の間において実績がない場合は、許可し ません。</u>

イ 一般廃棄物処分業許可

	必要書類	注意事項
1.申請書		
①	一般廃棄物処分業許可申請書 (様式第 5 号)	
2.事務所に関する書類		
①	事務所の付近見取り図 (添付書類 1)	
②	事務所のカラー写真 (添付書類 2)	事務所の全体写真 1 枚、看板等が分かる写真 1 枚
③	土地・建物の登記事項証明書	<u>※前回提出時から変更が無い場合は不要</u>
④	賃貸借契約書の写し又は借用 書の写し	土地及び建物が自己所有でない場合に提出すること <u>※前回提出時から変更が無い場合は不要</u>
⑤	同一の場所であることの申立 書	登記事項証明書上の地番と住所が異なる場合に提出す ること
⑥	組織図、組織一覧	本店以外に支店、営業所、事務所等を有する場合は、組 織図を作成すること
3.使用する施設等に関する書類		
①	処理施設概要 (添付書類 3)	処分業に使用する施設を全て記載すること 施設の用途や型式、処理能力等がわかるカタログや図 面があれば添付すること
②	施設のカラー写真 (添付書類 4)	施設周辺の状況が分かる写真(全体写真)1 枚、 施設の状況が分かる写真(施設写真)1 枚

③	土地の登記事項証明書	※前回提出時から変更が無い場合は不要
④	賃貸借契約書の写し又は借用書の写し	土地が自己所有でない場合に提出すること ※前回提出時から変更が無い場合は不要
⑤	同一の場所であることの申立書	登記事項証明書上の地番と住所が異なる場合に提出すること
4.事業計画に関する書類		
①	処分業の具体的な計画 (添付書類 5)	
5.申請者、役員、使用人、従業員、株主等に関する書類		
<申請者が個人の場合>		
①	申請者の住民票の写し	本籍記載、マイナンバー不記載のもの
②	申請者の登記されていないことの証明書	
③	役員及び使用人名簿 (添付書類 6)	※使用人とは、本支店等又は処分に係る契約を行う権限を有する者を置いている継続的に業務を行うことができる施設を有する場所の代表者のこと
④	③に記載されている使用人全員の住民票の写し	本籍記載、マイナンバー不記載のもの
⑤	③に記載されている使用人全員の登記されていないことの証明書	
⑥	従事者名簿 (添付書類 7)	当業務に関わる全ての従事者を記載すること
⑦	市税等の完納(納税)証明書	
<申請者が法人の場合>		
①	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
②	定款の写し	
③	役員及び使用人名簿 (添付書類 6)	※使用人とは、本支店等又は処分に係る契約を行う権限を有する者を置いている継続的に業務を行うことができる施設を有する場所の代表者のこと
④	③に記載されている役員、使用人全員の住民票の写し	本籍記載、マイナンバー不記載のもの

⑤	③に記載されている役員、使用人全員の登記されていないことの証明書	
⑥	従事者名簿 (添付書類 7)	当業務に関わる全ての従事者を記載すること
⑦	株主又は出資者の名簿 (添付書類 8)	※発行済み株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は、出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、その全ての者を記載すること(個人に限らず、法人その他の団体も含む。)
⑧	株主、出資者全員の住民票の写し	本籍記載、マイナンバー不記載のもの
⑨	株主、出資者全員の登記されていないことの証明書	
⑩	株主、出資者が法人の場合は、法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
⑪	市税等の完納(納税)証明書	
6.他の廃棄物処理業許可に関する書類		
①	産業廃棄物処理業許可証の写し、他市の一般廃棄物処理業許可証の写し	
7.その他市長が必要とする書類		
①	連絡票 (添付書類 9)	
②	誓約書 (添付書類 10)	
③	(更新の場合のみ) 一般廃棄物処分業務実績報告書 (添付書類 11)	伊予市内で発生した一般廃棄物を処分した過去2年度分の実績報告 <u>※過去2年度の間において実績がない場合は、許可しません。</u>

2 事業範囲変更の許可申請について

(1)事業範囲変更とは

取り扱うことのできる一般廃棄物は許可証に記載されている種類に限られており、それ以外の一般廃棄物を取り扱うことはできません。そのため、取り扱う一般廃棄物の種類の追加・変更の際には、事業範囲変更をする必要があります。

例)「ごみ」を取り扱っているが、「し尿」も取り扱いたい など

(2)事業範囲変更に係る書類

- ①一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(様式 6 号)
- ②追加・変更された種類の一般廃棄物を取り扱うにあたって、必要な施設、設備、器材等の種類や処理能力、設置場所等が分かる書類

3 変更届について

(1)変更届が必要な場合

- ア 住所の変更
- イ 氏名・名称の変更
- ウ 組織の変更
- エ 事務所所在地の変更
- オ 事業場(車両駐車場など)所在地の変更
- カ 車両の変更
- キ 役員等の変更
- ク 事業範囲の一部、全部廃止

※事業内容に変更が生じてから、10 日以内に変更届を提出してください。なお、変更が生じてから 10 日を経過している場合は、遅延理由書を添付してください。

(2)変更届に必要な書類

変更の届出を提出する場合は、一般廃棄物収集運搬業変更届(様式 7 号)又は一般廃棄物処分業変更届(様式 8 号)に以下の書類を添付して提出してください。

	変更事由	添付書類
ア	住所の変更	①〈個人の場合〉住民票の写し 〈法人の場合〉登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※変更後の住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書) を添付すること。

イ	氏名・名称の変更	①〈個人の場合〉住民票の写し 〈法人の場合〉登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※変更後の住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書)を添付すること。 ②組織図、組織一覧 ※変更がある場合は提出してください。
ウ	組織の変更	①法人の登記事項証明書(閉鎖事項全部証明書、履歴事項全部証明書) ②組織図、組織一覧 ※変更がある場合は提出してください。
エ	事務所所在地の変更	①新事務所の付近見取り図 ②新事務所のカラー写真(2枚) ・新事務所周辺の状況がわかる写真(全体写真)1枚 ・新事務所の状況がわかる写真(新事務所)1枚 ③新事務所の登記事項証明書(土地・建物) ※自己所有ではない場合は、賃貸借契約書等の写しが必要です。 ※建物が登記されていない場合は、登記されていない旨の申立書が必要です。
オ	事業場(車両駐車場など)所在地の変更	①新車両駐車場所の付近の見取り図 ②新車両駐車場所のカラー写真(2枚) ・新車両駐車場所周辺の状況がわかる写真(全体写真)1枚 ・新車両駐車場所の状況がわかる写真(駐車場所)1枚 ③新車両駐車場所の平面図 ④新車両駐車場所の登記事項証明書(土地) ※自己所有ではない場合は、賃貸借契約書等の写しが必要です。

カ	車両の変更 (増車)	①一般廃棄物収集運搬車両一覧表 ②新旧比較表 ③新規登録車両のカラー写真(2枚) ・正面からナンバーが確認できる写真1枚 ・右側面から車両全体を撮影した写真1枚 ④車検証(令和5年1月4日以降発行分については、「自動車検査証記録事項」)の写し 【松山市西クリーンセンター搬入利用カードが必要な場合】 ⑤松山市西クリーンセンター搬入利用カード申請受付表
カ	車両の変更 (廃車)	①一般廃棄物収集運搬車両一覧表 ②新旧比較表 ※松山市西クリーンセンター搬入利用カードを有している車両を廃車する場合は、搬入利用カードを返却してください。
キ	役員等の変更 (役員、使用人の変更)	①役員及び使用人名簿 ②新旧比較表 ③法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※変更後の登記事項証明書を添付すること。 ④新任の者の住民票の写し(本籍記載、マイナンバー不記載のもの) ⑤新任の者の登記されていないことの証明書
キ	役員等の変更 (代表者の変更)	①役員及び使用人名簿 ②新旧比較表 ③法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※変更後の登記事項証明書を添付すること。 ④新任の者の住民票の写し(本籍記載、マイナンバー不記載のもの) ⑤新任の者の登記されていないことの証明書 ※これまで役員であった者が代表者となった場合は、④⑤の書類は不要

キ	役員等の変更 (株主、出資者の 変更)	①株主又は出資者の名簿 ②新旧比較表 ③新たに 5%以上株主等になった者の住民票の写し(本籍 記載、マイナンバー不記載のもの) ④新たに 5%以上株主等になった者の登記されていないこ との証明書 ⑤株主又は出資者が法人の場合は、当該法人の登記事項証 明書(履歴事項全部証明書)
ク	事業範囲の一部、 全部廃止	

4 欠格要件に係る届出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからトまで又はリからル(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号チに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至ったときには、至った日から2週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してください。

- | |
|---|
| (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(2) 法第7条第1項又は第6項の許可の年月日及び許可番号
(3) 法第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号チに係るものを除く。)のうち該当するに至ったもの(以下、「欠格要件」という。)及び該当するに至った具体的事由
(4) 当該欠格要件に該当するに至った年月日
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の7参照) |
|---|

5 報告書等の提出について

一般廃棄物収集運搬業許可業者は毎年 6 月 30 日までに前年度の収集運搬の実績に関する報告書を提出してください。

6 収集リストの作成について

排出者からの収集運搬を行うたびに、下記の事項を記載した収集リストを排出日ごとに作成し、当該廃棄物の運搬を行なっている間は常に収集運搬車両に備え付けてください。

市職員又は搬入先施設から提示を求められた場合は提示する必要があります。

なお、書式は任意ですが、13 ページの作成例を参考に作成してください。

【記載事項】

- (1)一般廃棄物収集運搬業許可業者名、担当者名及び収集日
- (2)排出者名
- (3)収集場所
- (4)ごみの内容
- (5)収集量

7 松山市西クリーンセンター搬入利用カードについて

松山市西クリーンセンターへ一般廃棄物を搬入する場合には、車両ごとに松山市西クリーンセンター搬入利用カードが必要です。

松山市西クリーンセンター搬入利用カードが必要な場合は、松山市西クリーンセンター搬入利用カード申請受付表に必要事項を記載して提出してください。

8 松山市西クリーンセンターへの家庭ごみの搬入について

松山市西クリーンセンターへ家庭系一般廃棄物を収集運搬する際には、排出者ごとに家庭ごみ排出者証明書を排出者の確認を得て作成し、施設に提出する必要があります。

なお、様式については、松山市ホームページ等に掲載されていますので、そちらをご利用ください。

9 許可証の再発行について

許可証を亡失又は損傷した場合は、直ちに理由を付し、届け出て再交付を受けてください。再交付手数料は 1 件につき 500 円です。

収 集 リ ス ト

(作成例)

(許可業者名)

担当者名

収集日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

	排出者名	収集場所	ごみの内容	収集量
1	〇〇商事	伊予市〇〇△△-□	生ごみ	5kg
2	〇〇学校	伊予市〇〇△△-□	剪定枝	20 束
3	ドラッグストア 〇〇	伊予市〇〇△△-□	生ごみ 再生利用でき ない紙	30kg 3 袋
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				